

一般墓地貸付要領について

1 相生市営墓園の使用料・管理料について

墓園	面積 (㎡)	永代使用料 (円)	永代管理料 (25,000 円/㎡)	合計 (円)	角地 準角地
相生墓園 東部墓園	2	170,000	50,000	220,000	角地：使用料 10%加算 準角地：使用料 5%加算
	4	352,000	100,000	452,000	
	6	540,000	150,000	690,000	
	8	728,000	200,000	928,000	
	9	828,000	225,000	1,053,000	
	12	1,140,000	300,000	1,440,000	

※ 返還墓地のため、当該墓地の一部に前使用者が設置した縁石があります。
使用者側で新たに縁石を設置される場合は、既設の縁石の撤去費用は使用者側の負担となりますのでご注意ください。

2 貸付条件（次の全てを満たす方）

- ①市内に本籍を有するか、住所をおいて6カ月以上経過している方
- ②墓地のない方
- ③重複申し込みは出来ません（兄弟、親族等での申し込みなど）
- ④墓地使用料、管理料を一括納付出来る方

3 貸付申込みについて

- ①申込受付期間 土日祝年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分
- ②申込み受付場所 相生市環境課管理係窓口（相生市役所2号館1階）
- ③貸付可能な墓地を確認し、別添の「一般墓地使用許可申請書」及び「誓約書」に必要な事項を記入及び「申請者の本籍地が記載されている住民票」を添付の上、市環境課へご提出ください。

4 その他

- ①貸付条件並びに条例等に違反があった場合、無条件で返還していただきます。
- ②許可後は速やかに手続きをしていただきます。（使用料・管理料の納入）

〒678-8585

相生市旭一丁目1番3号

相生市市民生活部環境課管理係

電話 0791-23-7131

FAX 0791-23-7157

e-mail kankyo@city.aioi.lg.jp